

第 6 0 回 川 崎 市 5 年 公 募 公 債
発 行 要 項

- | | | |
|-----------------|--|--|
| 1. 発行者の名称 | 川崎市 | 川崎信用金庫 |
| 2. 発行総額 | 金 7 0 億円 | 東海東京証券株式会社 |
| 3. 発行の目的 | 令和 2 年度一般会計資金及び下水道
事業会計資金 | 丸三証券株式会社 |
| 4. 発行日 | 令和 2 年 1 0 月 3 0 日 | セレサ川崎農業協同組合 |
| 5. 各公債の金額 | 1 万円
本公債については、社債、株式等の
振替に関する法律（平成 1 3 年法律
第 7 5 号）の規定の適用を受けるも
のとする。 | 株式会社 S B I 証券
株式会社三菱 U F J 銀行
株式会社りそな銀行
ゴールドマン・サックス証券株式会社
パークレイズ証券株式会社
BNPパリバ証券株式会社
株式会社あおぞら銀行 |
| 6. 利率 | 年 0 . 0 2 0 パーセント | 16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構 |
| 7. 発行価額 | 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円 | 17. 発行代理人及び支払代理人 |
| 8. 償還金額 | 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円 | 第 1 6 号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代
理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行にお
いてこれを取り扱う。 |
| 9. 償還の方法及び期限 | (1) 本公債の元金は、令和 7 年 1 0 月 3 0 日にその全額
を償還する。
(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前
日にこれを繰り上げる。
(3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 | 以 上 |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれ
をつけ、令和 3 年 4 月 3 0 日を第 1 回の支払期日とし
てその日までの分を支払い、その後毎年 4 月 3 0 日及
び 1 0 月 3 0 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分
を支払う。
(2) 発行日の翌日から令和 3 年 4 月 3 0 日までの期間に
つき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に
満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって
これを計算する。
(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、そ
の前日にこれを繰り上げる。
(4) 償還期日後は、利息をつけない。 | |
| 11. 申込期日 | 令和 2 年 1 0 月 2 6 日 | |
| 12. 募入方法 | 応募超過の場合は、本公債の引受並
びに募集取扱会社の代表者が適宜
募入額を定める。 | |
| 13. 払込期日 | 令和 2 年 1 0 月 3 0 日 | |
| 14. 募集の受託会社 | 株式会社横浜銀行（代表）
株式会社三菱 U F J 銀行 | |
| 15. 引受並びに募集取扱会社 | 株式会社横浜銀行（代表）
野村證券株式会社
S M B C 日興証券株式会社
みずほ証券株式会社
大和証券株式会社
株式会社みずほ銀行
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社
岡三証券株式会社
株式会社三井住友銀行 | |